

新型コロナウイルス感染症等の予防について

1 毎朝の健康観察

- ・登校前に家庭で体温や健康状態を確認する。確認できなかった生徒については、登校時、職員室または保健室で検温及び健康観察等を行う。
- ・発熱等の風邪症状がみられる場合は、保護者に連絡後、自宅で休養する。
- ・発熱や咳等がある場合は、無理に登校せず休養する。（出席停止扱い）

2 手洗い、咳エチケット

- ・こまめな手洗いを心掛ける。（ホームルーム教室に消毒用アルコールを設置）
- ・手洗い後の清潔や咳エチケットのために、ハンカチ（タオル）、ティッシュを持参する。
- ・マスクを着用する。
- ・マスクについては、色・柄・材質等、指定しない。

3 授業

- ・通常マスクを着用する。（体育の授業は配慮する）
- ・一部の教科で指導の順序を変更する。
- ・共通の教材、用具、情報機器などを触る前後で手洗い等をする。

4 換気の徹底

- ・休み時間毎と清掃時には2方向の窓を同時に開けて換気を行う。
- ・授業中も必要に応じて換気を行う。
- ・エアコン使用時においても換気を行う。

5 昼食

- ・昼食の前後には必ず手を洗う。
- ・机の移動等はせず、自席で食事をする。

6 消毒

- ・教室やトイレなど、特に多くの生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、スイッチなど）は、1日1回消毒液を使用して清掃を行う。

7 部活動

- ・可能な限り感染症対策を行った上で活動を行う。

8 外出

- ・放課後、部活動等のない生徒は速やかに下校し、不要不急の外出は控える。

9 感染の疑いがある場合

- ・次の場合は必ず学校へ連絡のうえ、自宅で休養する。

●発熱等の風邪症状がみられる場合

発熱等の風邪症状がある場合は、自宅で休養する。受診したい場合は、かかりつけ医等に前もって電話等で相談し、その指示に従って受診する。

●医師等の判断でPCR検査が実施されることになった場合

（同居家族の場合も同じ）

●生徒の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合

●生徒の同居家族が濃厚接触者と認定された場合

●同居家族に「受診相談センター」に相談すべき症状がみられる場合

受診相談センター 電話番号 089-909-3483

受付時間 24時間対応（土日祝日も実施）